

北上市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

北上市議会議長 八重樫 七 郎

北上市議会規則第 2 号

北上市議会傍聴規則の一部を改正する規則

北上市議会傍聴規則（平成 3 年北上市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（傍聴人の守るべき事項） 第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1) [略] (2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u> (3) [略] (4) <u>帽子、外とう、えり巻の類は着用しないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> (5) <u>飲食、喫煙</u>はしないこと。 (6) [略] (7) <u>携帯電話、ポケットベルの電源は切っておくこと。</u>	（傍聴人の守るべき事項） 第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1) [略] (2) 騒ぎ立てないこと。 (3) [略] (4) 飲食はしないこと。 (5) [略] (6) <u>携帯電話等の着信音等を鳴らし、又は通話等をしないこと。</u>

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。